

【子育てにやさしいまちづくり事業補助金Q&A】

【対象となる事業主について】

Q 1. 県外の事業者も申請することができますか。

A 1. 宮崎県内の事業所や店舗に係る環境整備であれば、申請できます。

Q 2. 複数の施設について申請することができますか。

A 2. 申請できます。

ただし、申請書類は事業所、店舗ごとに作成していただく必要があります。

Q 3. 個人事業主も対象になりますか。

A 3. 個人事業主も対象になります。

法人・個人を問わず、本県内で事業を営んでおり、広く子育て世帯の利用が見込まれる店舗・事業所であれば申請いただけます。

Q 4. 備品購入単独で対象になりますか。

A 4. 授乳スペース等の整備に伴う備品購入費が補助対象で、備品購入費単独では対象外です。

Q 5. 備品として、おもちゃは対象になりますか。

A 5. むいぐるみや積み木等のおもちゃは対象ですが、ゲーム機やガチャガチャは対象外です。

Q 6. 備品として、タブレット端末や映像機器は対象になりますか。

A 6. 補助対象外です。そのほか、目的外使用が可能となるパソコンやスマートフォン、DVDプレイヤー、プリンター等も対象外です。

詳細は、直接お問合せください。

Q 7. 「整備」とはどのような内容になりますか。

A 7. 単なる備品の買い替えは対象外です。本補助金は、事業所や店舗において、工事（設置工事、間仕切り工事、床の改修等）を伴うものが対象となります。

「オムツ交換台や授乳ソファを床に固定する施工」や「キッズスペース用の間仕切り壁の設置」であれば、工事とみなします。

なお、大型の備品の設置（例：個室のベビーケアルーム設置）は、整備とみなし、補助対象になる可能性がありますので、お問合せください。

Q 8. 市町村立の施設における整備は対象となりますか。

A 8. 補助対象外です。

Q 9. 保育施設や児童クラブも対象となりますか。

A 9. 主たる目的が乳幼児や児童の預かり等である施設については対象外です。

Q 10. 授乳スペース等の空調整備に係る費用は対象となりますか。

A 10. 当該スペースが他の部屋から独立しており、当該スペース内の空調のために限定して授乳スペース等とともに整備されたものが対象となります。

Q 11. 国や市町村の補助金と重複して申請できますか。

A 11. 原則可能です。

ただし、本補助金の対象となる経費と、他の補助金の対象経費を明確に切り分ける必要があり、同一の経費に対して複数の補助金を受けることはできません（二重取りの不可）。

重複申請をご検討の場合は、必ず事前にお問合せください。

Q 12. オムツ替え台等を購入し自前で設置した場合の人件費は対象になりますか。

A 12. 対象外です。

Q 13. 交付決定を受けた後、事情があつて取り下げをしたいのですが、どうすればいいでしょうか。

A 13. 補助事業中止（廃止）承認申請書を提出してください。

Q14. 補助金の申請書類に代表者印の押印は必要でしょうか。

A14. 押印不要です。

Q15. ステッカーは必ず貼る必要がありますか。

A15. 施設の見やすい場所や整備したスペース等に貼っていただく必要があります。

Q16. 既に整備しているスペースを改装する場合も対象になりますか。

A16. 単なる修理やメンテナンスではなく、利便性や安全性を高めるための改装や設備の更新（耐用年数の延長や機能強化につながるもの）であれば対象となります。

Q17. 従業員専用のキッズスペース等の整備も対象になりますか。

A17. 今回の補助金は、子育て世帯の外出支援に資する環境整備を目的としているため、従業員専用の施設は対象外となります。

Q18. 交付決定を受けた後に、整備内容が変更となった場合は、どのような手続きが必要でしょうか。

A18. 「①補助対象経費の合計額の20%以内の減」及び「②補助事業の趣旨を変えない事業内容の変更」であれば、特に手続きは不要です。それ以外の変更であれば、変更承認申請書を提出してください。

Q19. ミルクや粉ミルク、お菓子、オムツなどの消耗品も対象になりますか。

A19. オムツなどの消耗品は対象外です。

Q20. この補助金は令和9年度も実施しますか。

A20. 令和8年度限りの単年度での実施を予定しています。